

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC会社を元請とするD解体工事に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D解体工事中、〇階から転落し、負傷した。

請求人は同日、E病院に受診し「頭部打撲、左鎖骨骨折、左頬骨骨折、左眼窩底骨折、第12胸椎圧迫骨折、右橈骨・尺骨遠位端骨折、胸骨骨折」と診断され、その後、複数の医療機関で療養した結果、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に複数の障害が残存していることは監督署長も認めているところ、請求人は監督署長の認めている障害のほかに、左肩関節の機能障害が存在すること、また、両手関節部の疼痛や抜歯による生活上の不便が存在することを指摘し、監督署長の行った障害等級第10級の決定は不当であると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人の左肩関節の機能障害についてみると、F医師は、平成〇年〇月〇日付けの診断書で、左の屈曲の可動域が健側である右の4分の3以下に、左の外転・内転の可動域が健側である右の2分の1以下に、左の外旋・内旋の可動域が健側である右の4分の3以下に制限されていることを示しているが、平成〇年〇月〇日付けのG医師の意見書及び平成〇年〇月〇日付けH医師の鑑定書では、左の可動域が健側である右の可動域の4分の3以下に制限されているものとは認められない。

当審査会としても、肩自体に器質的傷病が確認できないこと、請求人が「痛いのを我慢すれば挙げられます。」と申述していることから左肩の可動域制限は疼痛によるものと思料され、請求人の左肩関節に機能障害は認められないものと判断する。また、左肩関節の神経障害については、決定書理由に説示するように障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

(3) 右前腕の変形障害については、決定書理由に説示するように、障害等級第12級の8に該当するものと判断する。

(4) 右手関節の機能障害についてみると、F医師、G医師、H医師とも、可動範

囲が4分の3以下に制限されていることを認めている。したがって、1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すものとして、障害等級第12級の6に該当すると判断される。

また、右手関節の神経障害については、G医師は、右手関節に常時、疼痛を残していると認めるが、通常の労務に服することができる旨述べ、H医師は、神経症状としては「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当すると述べており、障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

(5) 左顔面の痺れについては、F医師の平成〇年〇月〇日付け診断書には、「左顔面にしびれ、口内にもしびれ、熱いものつめたいものがたえられない。」と記載されている。また、G医師、H医師は、頬骨骨折の後遺症として、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当する神経症状を認めている。したがって、当審査会としても、請求人の左顔面の痺れは障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

なお、請求人は2本の抜歯について言及するが、歯牙の障害は3歯以上に対し歯科補てつを加えたものが障害等級の対象とされるのであり、認定基準の障害等級に該当する障害とは認められない。

(6) せき柱の変形障害については、決定書理由に説示するように、障害等級第11級の5に該当するものと判断する。

(7) 以上のように、請求人には複数の障害が認められるが、これらを総合すると決定書理由に説示のごとく障害等級併合第10級に該当すると判断する。

(8) なお、請求人は、監督署で事前に受けた障害等級の説明と、実際に監督署で決定された障害等級とが異なる点を、特に主張するところ、請求人の主張は具体的であり、監督署において決定前に請求人に誤解を与えかねない説明がなされたものと推察するが、そのことが上記判断を左右するものではない。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第10級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。